

公益のために通報を行った 労働者に対する法の役割と限界

日野 勝吾[†]

The Role and Limits of the Law with Respect to the Whistleblowers

HINO, Shogo

Abstract

Is a research area to intersect the employment law and consumer law, etc. about the way of protection of the whistleblowers. Big especially the role of the labor law is based on a labor contract theory, companies maintain order, it was discussed about what should be considered how the Whistleblowers in the context of the confidentiality obligations. In addition, I was studying at the center of the issue of the Whistleblower Protection Act.

抄録

公益通報者や内部告発者の保護のあり方については、労働法学や消費者法学等を交錯領域の研究分野として位置づけられる。とりわけ労働者（公益通報者）の保護の立場から、労働法学の役割は大きく、労働契約論や就業規則論に基づいて、企業秩序の維持、秘密保持義務との関連において公益通報をどのように捉えるべきかについて考察した。また、本稿では公益通報者保護法の論点を中心に具体的検討を進めた。

キーワード

公益 (Public interest)、公益通報者 (whistleblower)

労働者 (employee)、消費者 (consumer)

公益通報者保護法 (Whistleblower Protection Act)

消費者庁 (Consumer Affairs Agency)

[†] 現在、淑徳大学コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科助教。

はじめに ——社会正義と公益に資する法制度基盤として——

筆者は、過去に、内閣府旧国民生活局、その後、発足した消費者庁企画課（現消費者制度課）において公益通報者保護法の担当官（政策企画専門職、係長）として関与した経験がある。以下は過去に受けた国民の主な「生の意見」（苦情）である⁽¹⁾。

「公益通報者保護法とは名ばかり。全く保護されないじゃないですか。」

「公益通報者保護法は民事ルール。結局、民事裁判で白黒つけないといけない。」

「通報するリスクが非常に高すぎる。通報することによって会社に居られなくなる。」

公益通報者保護法が平成18年4月に施行されて、本年で10年が経過した。しかし、実際には公益通報者が法により適確に保護されていない実態が、現在もおおクローズアップされ続けている。念のため見ておくとするが、同法第1条は次の通り、同法の趣旨・目的を定めている。

「この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」

同法第1条は、長文で大変分かりづらいが、要するに同法は「公益通報者の保護」と各「法令の規定の遵守」を図ることに主眼が置かれ、通報対象事実を見知した労働者が所属する組織や行政機関、マスコミや消費者団体等の外部の各機関へ通報したことによって、解雇等の不利益な取扱いを禁止すること、また、企業等のコンプライアンス（法令遵守）体制を推し進めること、この2点を同法の目的に添えているのである⁽²⁾。

本稿は、公益通報者は労働者（公益通報者保護法第2条）であることを踏まえて、この労働者を本来的に保護すべき労働法学の役割を再考・再確認するために、公益通報者の現状を別扱した上で、各論点等を簡単ではあるがスケッチし、今後の公益通報者保護法の発展的な展望につなげようとするものである⁽³⁾。

-
- (1) 本稿はあくまで筆者の個人的見解を示すものであり、内閣府や消費者庁消費者委員会等の見解ではないことを付記しておく。
 - (2) 同法を所管している消費者庁は、後述する通り、法改正を含め検討を進めている。「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」並びに「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」での審議状況等については、消費者庁ホームページ（<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/koujou.html>）を参照されたい。
 - (3) 近時の論稿としては、さしあたり、井手裕彦「公益通報者保護法の見直しと調査報道：情報源を守れない「悪法」との戦い」新聞研究779号58頁以下（2016年）や小林嬌一「公益通報者保護制度見直しへ 求められる内部告発しやすい仕組み」消費と生活329号38頁以下（2016年）、拝師徳彦「公益通報者保護法の問題点と見直しのポイント（特集 ホイッスルブローワー：公益通報者保護制度10年目の課題）」消費者情報472号11頁以下（2016年）等がある。

1. 公益通報と企業秩序維持

公益通報者保護制度は、社会正義や一般社会における公正・公平に資する機能を有する。これまでも企業倫理（business ethics）の観点から、アメリカを中心に先進的で具体的な検討がなされてきた⁽⁴⁾。

労働法学上では、内部告発や公益通報に関しては、「人事制度」に関する項目で説明されることが多く、このことはいわば一般的であり、その中でもおおむね「服務規律・懲戒制度等」にカテゴライズされている。労働法学では、決して内部告発や公益通報が労働者の具体的権利として位置づけられているのではなく、あくまで例外的な労働者による自発的行為として取り扱われているといえよう。

この点、内部告発や公益通報の権利性を認めるに至る仔細な論拠プロセス構築が急務であり、本稿では紙幅の関係上差し控えることとするが、労働契約上、労働者は主たる義務である労働義務の他、従たる義務として誠実義務や企業の名誉や信用を毀損しない義務を負っている。したがって、内部告発や公益通報は、社会正義や組織内の自浄作用を生じうる正義的行為ではあるものの、労働契約上では「企業の名誉や信用」を毀損するとか、企業の機密漏洩に該当する（職場規律違反に該当する）可能性が高い不法行為として位置づけられ、ひいては懲戒処分⁽⁵⁾の可能性を孕む行為なのである。

懲戒権の法的根拠は先学の論争の通りであるが、最高裁判例によれば企業秩序遵守の観点から、懲戒権行使の是非を決することとしている。内部告発は、原則論としては、法的義務の具体的構造が曖昧ともいえる「企業の名誉や信用」を毀損しない義務に違反し、企業秩序を侵害する行為と整理されよう。内部告発や公益通報がどの程度の「企業秩序」を侵害する行為なのか、そもそも「企業秩序」とは何か、という点について詳論すべきであろう。私見によれば、あくまで内部告発や公益通報は、通報する契機（端緒）はともあれ組織の不正行為・違法行為を是正することを目的として通報・告発するものであり（公益性を欠く信用・名誉毀損に当たる場合は企業秩序を紊乱する）、目的が公益性を有する通報である以上、懲戒権行使の前提とした企業秩序違反を問うことは困難であると考えている。

とはいえ、既知の通り、すべての内部告発や公益通報が違法性を有するわけではない。例えば、宮崎信用金庫地裁判決（宮崎地判平成12年9月25日労判833号55頁）等、裁判例の規範によれば、内部告発が真実である場合、組織体の運営の改善の契機となること等を総合考慮して、内

(4) See, Richard T. De George, "Whistle Blowing," in Business Ethics — A Philosophical Reader, ed. by Tomas I. White (New York: Macmillan, 1993).

(5) 労働契約法第15条によると、「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」と規定しており、多くの懲戒処分に係る事案では、客観的合理性判断と権利濫用規制が争点となることが多い。なお、本規定は、懲戒に関する従来の判例法理（懲戒権濫用法理）を立法化したものである。

部告発が一定の要件を満たす場合には、内部告発を理由とする懲戒処分が無効となるとしている。また、公益通報者保護法によれば、労働者が保護要件を満たして「公益通報」した場合、公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止、さらに、公益通報者が派遣労働者である場合は公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いを禁止している。なお、「公益通報」（労働者（公務員を含む）が、不正の目的でなく、労務提供先等について「通報対象事実」が生じ又は生じようとする旨を、「通報先」に通報すること）を保護している。ここでいう通報対象事実とは、①国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表⁽⁶⁾に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実、②別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが、上記①の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等をいい、後述するとおり、労働者にとっては分別しづらい法律要件である。

また、上記「通報先」は以下の通り、3つのタイプを用意しており、それぞれ法律上の保護要件を区別している。①事業者内部（内部通報）は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する場合、②通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合、③事業者外部（通報対象事実の発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者）は、上記及び一定の要件（内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があること等）を満たす場合と定めている。

前述の通り、労働法学の世界では、内部告発や公益通報を労働契約上の義務違反の該当性の是非という論点設定で論じられ、そのうち、公益通報者保護法においてはより絞りをかけた形で「公益通報」に該当すれば免責的に保護されるという立場を取っている。ポスト戦後労働法学以降の議論を鑑みれば、公益通報者の保護については労働法学の検討から放置され続けてきたといっても過言ではなかろう。労働契約論・就業規則論に拘泥するあまり、社会正義に資する公益通報の保護の重要性、社会自浄作用の機能等をないがしろにしてきたともいえる。

「内部告発」は、一般的に、組織内部の労働者が当該組織における不正行為や公共の利益（公益性）に害する行為を組織内部、行政機関、外部機関（報道機関等）に通報することをいう。その法的保護性については、裁判例によれば、内部告発が真実である場合、組織運営にあたり不正の自浄作用、改善の契機となること、内部告発者の表現の自由との調整は必要ではあるが、内部告発が一定の要件を充足する場合は、それを理由とする懲戒処分が無効となる。裁判例⁽⁷⁾によって示されている法的枠組みとして、①告発内容の真実性、②目的の正当性、③手段・態様の妥当性の3要件がある。各要件の具体的な検討は必要であるが、公益通報者保護法にいう通報対象事実のように対象法令に限定されておらず、名誉毀損の判断要件と同様の枠組みのもと、公益通

(6) 刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、道路運送車両法等）をいう。なお、政令で定める法律（通報対象となる法律）は、平成28年10月1日現在で459本を対象法律として定めている。

(7) 例えば、宮崎信用金庫事件（福岡高宮崎支判平14年7月2日労判833号48頁）、大阪いずみ市民生協（内部告発）事件（大阪地堺支判平15年6月18日労判855号22頁）、トナミ運輸事件（富山地判平17年2月23日労判891-12）他。

報者保護法よりも幅広い法的保護性を認めるに至っている。先述の通り、内部告発の法的保護の許容性に関しては、特に目的の正当性が重要であり、通報内容が公益性を持つか否かが大きなポイントとなっている。他方、公益通報者保護法は厳格な保護要件のもと、立証の問題も含めて、法的適用が難しい実務運用になっているといえ、裁判例の判断枠組みよりも法的保護性が狭隘であるといえよう。なお、近時の公益通報に係る事例については末尾の「別表」を参照されたい。

すなわち、裁判例では、労働者は、労働契約上、誠実義務や企業の信用・名誉を毀損しない義務等を負っているため、内部告発はこうした付随義務に違反し、企業秩序を侵害する行為となると評価されうる。しかし、内部告発が真実である場合、企業をはじめとした組織体の運営の改善の契機となること等を考慮して、内部告発が一定の要件を満たす場合、内部告発を理由とする懲戒処分が無効となる。他方、公益通報者保護法は条文適用の場合に限り、法的保護が許容される特別法たる地位にある法律である。

ところで、消費者庁「平成24年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書」⁽⁸⁾によると、公益通報の意向、すなわち、労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合、労務提供先（上司を含む）、行政機関、その他外部（報道機関等）に通報しようと思うかを尋ねたところ、「通報する」が10.2%、「原則として通報する」が42.5%であり、これらを合わせた『通報する』割合が52.8%であった。一方、「原則として通報しない」（31.8%）、「通報しない」（15.4%）を合わせた『通報しない』割合は47.2%であった。雇用形態別にみると、「正社員以外（パート、アルバイトなど）」では『通報しない』が52.5%と過半数を超え、他の雇用形態の者と比較して高い傾向がみられる。公益通報の意欲が減退する理由については、法律で定められている公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止、公益通報者が派遣労働者である場合は公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止について、「そもそもそうした規定を知らない」のか、「規定があることを知っていても実効性に乏しい」から通報意欲が減退しているのかについては不明である。いずれにせよ正当な公益通報であれば適切に法的保護が受けられることを、さらに周知する必要があろう。さもなくば公益通報者保護制度自体が画餅に帰すことになる⁽⁹⁾。

また、上記調査によると、通報する場合、まず行政機関又はその他外部（報道機関等）に通報すると回答した者（749人）に対して、まず労務提供先へ通報しない理由として、「労務提供先から解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがある」（43.3%）が最も高く、次いで「通報しても十分に対応してくれないと思う（あるいは過去通報したが十分に対応してくれなかった）」（42.6%）が同程度で続き、「通報を受け付ける窓口がない」は29.1%、「通報したことが職場内に知れた場合、いやがらせ等を受けるおそれがある」は27.2%、「その他外部（報道機関等）に通報した方が多くの人に関心を持ってもらえる」は8.4%であった。労働者（公益通報者）の通報先の選択にあたっては、通報後の処分・対応を気にするため、どうしても外部機関へ通報をせざるを得な

(8) 具体的な調査の内容については、消費者庁ホームページを参照されたい（<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/h24roudousha-chosa.pdf>）。

(9) 通報に係るインセンティブを付与する方策として、報奨金制度の導入も検討の一つとなる。近時の研究として、柿崎環「米国ドッド・フランク法における内部告発者報奨金プログラムの展開と課題」法律論叢 88号（4・5）1頁以下（2016年）他がある。

い状況があるといえる。内部通報窓口の充実はもとより、仮に公益通報に該当しない場合であっても情報提供として処理するなど、通報者に負荷がかからないよう通報実態を踏まえた適切な配慮が求められる。

2. 公益通報の要保護性と社会法的規範性

労働法は生存権論を基盤として、現代市民法に位置づけられて以降、現代社会における「市民」と「労働者」の関係を重要視してきた法体系といえる⁽¹⁰⁾。労働契約は、自由な「市民」であるはずの「労働者」が自己の労働力の利用を人生の大多数の時間を使用者に委ねることを内容とする契約なのである。労働関係においては労働者である反面、社会生活においては市民であり、消費者、社会保障の受給権者、地域住民、納税者等の役割を演じる側面を有している。こうした多様な側面は労働関係法⁽¹²⁾においては、階級としての「労働者」にフォーカスし、労働契約に基づいた使用従属関係のもとで使用者による支配的立場であることに重点を置いていた。その背景には、日本型経営システムと呼称されるとおり、我が国特有の労使関係の協調性（企業別労働組合）や雇用制度（終身雇用や年功序列制度）によって基づく労働者による忠誠があったといえる。

こうした「働かせていただく」的発想がいまだ根強いのは賃金なくして生活は成り立たない、という生活保障の問題にとどまらず、当該労働者が「働くこと」によって社会全体としてどのような役割を担っているのか、「働くこと」によってどのようなものを「生産」し、そして誰によって「消費」されるのか、という連環的発想に欠けているに他ならない。結局のところ、利益優先型であれば、賃金さえ向上すればよいとの短絡的発想に陥ることとなる。そうではなく、「働くこと」が一般社会にどのように影響を与えているのか、という視点（あるいは批判的思考）こそが、公益通報者保護法の検討にとって不可欠であると思われる。いわば労働者の社会的責任ともいえよう。労働社会のみならず消費社会、日常生活を営む上で「労働者」という観点はもちろん「消費者」の観点も交えながら問題意識を高める必要がある。いうまでもなく、そうした意味において労働者は「市民」であり、「消費者」なのである。だからこそ、法は特別に労働者を保護せねばならない特別法的な適用対象であるといえる。

こうした点を踏まえ、公益通報者保護法は制定されたと史料する。平成14年以降に頻発した国民（消費者）生活の安心や安全を失墜する企業不祥事（例えば、食品安全分野や自動車製造分野等を想起できる。なお、本稿にいう「企業不祥事」とは、とりわけ法令違反を伴った社会的信頼を損なわせる企業の不祥事を指す）のほとんどは、事業者内部、つまり従業員等からの通報を契機として発覚したものであった。けだし、一般的な消費者はこうした企業不祥事を認知できないからである。従業員等が企業不祥事を通報した場合、通報したことによって事業者が、当該従業員に対して何らかの人事的な不利益処遇を行うなど、報復的措置を取ることもしばしば見受けら

(10) 西谷敏『労働法の基礎構造』54頁以下（法律文化社、2016年）に大いに示唆を受けている。

(11) 西谷・前掲注10) 55頁。

(12) この点、労働法理学理論の展開の変遷等について、辻村昌昭『現代労働法学の方法』（信山社、2010年）54頁以下が詳しい。

れた。そのため、こうした企業不祥事を当該企業の従業員（以下では、公益通報者保護法第2条の「労働者」を指す）が通報した場合、解雇、降格、減給等の不利益取扱いから法的に保護するとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）経営⁽¹³⁾を強化するため「公益通報者保護法」（平成16年法律第122号）が平成16年6月に成立し、平成18年4月1日に施行され、既に同法施行後、10年が経過したのである⁽¹⁴⁾。なお、公益通報者保護法施行時においてはかつての内閣府国民生活局が同法を所管していたが、平成21年9月1日の消費者庁発足に伴い、消費者庁へ移管されている⁽¹⁵⁾。

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて取り組むこととされている。正確に言及すると、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うことを任務としている⁽¹⁶⁾。

公益通報者保護法も、そのような社会の実現に資するものとして、内閣府に引き続いて消費者庁の所管となっている。公益通報者の保護を図ることももって、国民生活の安定等に資することを目

-
- (13) 公益通報者保護制度とともに、コンプライアンスと企業経営との関係で注目すべき重要な内容の一つとして、内部統制システム（商法362条、商法施行規則100条）があげられる。平成18年5月1日に新商法が施行され、規定されている。内部統制システムとは、一般に企業などの内部において、違法行為や不正、ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組みをいう。これまでの内部統制は、主として財務会計の視点から財務報告の適正性確保を目的とする活動としてとらえられていたが、近年は会計統制以外にも、コンプライアンスや経営方針・業務ルールの遵守、経営および業務の有効性・効率性の向上、リスクマネジメントなどより広い範囲が対象となり、コーポレート・ガバナンスのための機能・役割という側面も急速にクローズアップされてきている。
- (14) 公益通報者保護法の概要については、日野勝吾「公益通報者保護法の概説と基本的論点の解説」CHUKYO LAWYER 11号17頁以下（2009年）を参照。また、消費者庁が公開している公益通報者保護制度ウェブサイトにおいても同法に関する情報提供をしている（<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>）。なお、やや古いが、法施行時に発刊された基本的な概説書としては、松本恒雄編著『Q&A 公益通報者保護法解説』、内閣府国民生活局企画課編『詳説公益通報者保護法』、宮崎貞至『図説公益通報のすべて—企業と行政の通報処理ガイドライン』等がある。なお、実務的観点からの著書としては、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『通報者のための公益通報ハンドブック』、國廣正、青木正賢、五味祐子、芝昭彦『コンプライアンスのための内部通報制度—「公益通報者保護法」が求めるリスク管理実務』、「特集/内部告発と企業の対応 通報処理体制の整備で外部通報のリスク低減—公益通報者保護法への適正対応」労働基準広報1607号、4頁～10頁、15頁～16頁（2008年）がある。その他、柿崎環「立法と現場 公益通報者保護法の立法と現場」法学セミナー54巻1号（649号）1頁～3頁（2009年）、阪口徳雄「公益通報者保護法の意義と問題点—国民利益の観点からみた法改正への提言（内部告発と取材源保護）」新聞研究 691号14頁～17頁（2009年）、浜口厚子「内部告発と公益通報者保護法」監査研究34巻5号（407号）11頁～18頁（2008年）、山本圭子「新任担当者のための労働法入門セミナー（第23回）内部告発と公益通報者保護法」労務事情45巻1153号47頁～52頁（2008年）がある。
- (15) 消費者庁が所管する法律等については、<http://www.caa.go.jp/soshiki/legal/index.html>を参照。
- (16) 消費者庁及び消費者委員会設置法第3条及び第4条、消費者庁組織令第7条第8号。

的としており、各省庁の固有の分野における国民生活行政の強化拡充によっては達成し得ない分野横断的な施策を実現するための法であるといえる。事業者による法令遵守（コンプライアンス）体制を確保して、消費者利益の擁護をはじめとする国民生活の安心や安全に資する観点が必要である。公益通報者保護法は、労働者（公益通報者）の保護のみならず、国民、ひいては消費者の被害の防止に資するものであり、消費者政策における非常に重要な法基盤の一つであるといえよう⁽¹⁷⁾。

その後、公益通報者保護法附則第2条に基づいて、行政機関における施行状況調査や諸外国の同制度の比較検討等を通じて、公益通報者保護法の施行の状況等を把握し、公益通報者保護法の運用上の問題点の整理、見直しの方向性等についての議論が行われ、内閣府消費者委員会内に、公益通報者保護専門調査会が設置され、公益通報者保護法の見直しについての議論がなされた⁽¹⁸⁾。後述の通り、その後も望ましい公益通報者保護法の構築へ向けてのあり方について具体的に検討が続いているのである⁽¹⁹⁾。

3. 公益通報者保護法の改正を含めた検討と現実

公益通報者保護法施行後10年が経過したとはいえ、法の認知度は十分とはいえ、通報に適切に対応することの意義が十分理解されているとは必ずしもいえない。それに加えて、通報に係る紛争等も増加している状況にあるとあってよい。そこで、消費者庁は、平成27年6月より、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催し、事業者等の通報処理体制の整備促進・支援策や公益通報者保護制度の課題・論点の整理等について検討を進めている。本検討会では、事業者の法令遵守及び通報を受けた行政機関における適切な対応を徹底させるため、いかに公益通報者保護制度の実効性を向上させるかという観点から、消費者庁の果たすべき役割や法改正を含むあるべき方向性に関し、制度全般について広く検討を行っている。そうした検討を踏まえて、平成28年3月、第一次報告書として取りまとめられた⁽²⁰⁾。

(17) 消費者保護の観点から公益通報者保護法について検討した論文として、宮島薫「公益通報者保護法についての一考察：新しい消費者保護システムの構築に向けて（真田芳憲先生古稀記念論文集）」法學新報113号（11/12）、541以下、松本恒雄「コンプライアンス経営と公益通報者保護法—その消費者政策における位置づけ（特集 システムリスクと内部統制）（第31回法とコンピュータ学会研究会報告）」法とコンピュータ（25号）、47頁がある。

(18) 消費者委員会は、内閣府に付置された審議会等である。消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般を監視する第三者機関である。専門調査会の具体的な審議内容等については、消費者委員会ホームページ（<http://www.cao.go.jp/consumer/>）を参照。

(19) これまでさほど多くはないが、公益通報者保護法に関する理論的・実務的指摘をした論者がいる。例えば、同法が違憲無効であるか否かについての指摘をしつつ、各論点について言及したものとして、中村雅人「公益通報者保護法は有効なのか？ 現状と改正への指針」Journalism 2月号 47頁。なお、同氏は、専門調査会当時、弁護士で内閣府消費者委員会委員長代理であった。また、公益通報者保護法の制定背景、課題や内部告発をめぐる判例、内部告発に対する諸外国の法制、公益通報者保護法定着への課題をまとめた著作として、角田邦重・小西啓文編『内部告発と公益通報者保護法』法律文化社（2008年）がある。

(20) 詳細については、消費者庁ホームページを参照（http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/160322_siry04.pdf）。

同報告書は、各提言も多種多様であるが、民間事業者の取組促進については今後の方向性を示し、また、ガイドライン改正等に必要な具体的な事項として、通報者の匿名性確保等の徹底・社内リニエンシー制度の導入・外部窓口等の活用・利益相反関係の排除・経営幹部の主導による内部通報制度の充実・中小事業者の取組の促進等を検討し、さらに、事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブとして新たな認証制度の導入の検討等を中心として取りまとめている。ただし、論点の抽出を中心にしたものに留まり、今後の具体的な検討に係る素材を提示するにすぎないものと位置づけることができよう。

また、同報告書は行政機関の取組促進についても今後の方向性を示しており、各種ガイドライン改正等に必要な具体的な事項として、行政機関がとるべき措置の具体化、通報対応の進捗状況の透明性の向上、通報制度を担う職員のスキルの向上、地方公共団体における通報窓口の整備促進等の検討について取りまとめられている。これまでも各種ガイドラインの改正は一回行われているものの、公益通報者における個人情報やプライバシーの保護はもちろんのこと、公益通報者に関する包括的な情報に係る保護のあり方をより具体的に検討すべきであろう。

以上の点や各論点を踏まえて、既存のガイドライン改正や新たなガイドラインの策定等、公益通報者保護制度の運用改善により対応が可能なものについては、できる限り早期にその実現を図るべきである旨、述べられており、比較的改正が容易な指針等については通報者保護の拡充に向けて進められることが期待される。

他方、同法の所管官庁たる消費者庁の果たすべき役割、通報者保護に係る要件・効果等の具体的な検討に関しては、検討会の内容、方向性や諸外国における立法の動向を踏まえ、他の法制度との整合性や訴訟における通報者保護の現状等について、法律の分野における学識経験者及び実務専門家による検討を引き続き行うこととされている。同検討会で出された論点や提言を踏まえ、より具体的に検討を重ねる必要があるとしている。したがって、同検討会として最終的な報告書を取りまとめは事実上、先送りとなった。同検討会では、公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討が重ねられ、同報告書において、民間事業者及び行政機関の取組の促進に向けた今後の方向性が示され、公益通報者保護法における公益通報者保護の要件・効果等の法改正に当たって検討すべき事項が整理されたものの、各検討事項については、法律の分野における学識経験者及び実務専門家による検討を引き続き行うものとされたのである。

同検討会の審議等によって、事業者等のコンプライアンス経営・消費者志向経営に係る取組及び通報を受けた行政機関における適切な対応が促進されることが期待できる。しかしながら、公益通報者の具体的な法的保護のあり方等、論点に対する具体的な検討はなされなかったといえよう。公益通報者保護制度の実効性の向上を図るためには法改正をすべき点をより細目的に検討を図ることが先決であろう。

そして、同報告書を受けて、平成28年4月より「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」が開催されている。同ワーキング・グループでは、公益通報者保護法の改正に当たっての検討事項について更に検討を加えることとされ、主な検討項目として、

(21) 同ワーキング・グループの審議状況等の詳細については、消費者庁ホームページを参照 (http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/wg_kaisai.pdf)。

通報者の範囲、通報対象事実の範囲、不利益取扱禁止違反への刑事罰及び行政措置、通報に係る秘密の保持、事業者外部への通報の要件、内部資料の持出しに係る責任の減免、通報対象事実への関与に係る責任の減免、通報と不利益取扱いとの因果関係の推定等があげられている。同ワーキング・グループは平成28年夏頃を目途に検討結果を取りまとめることとされている⁽²¹⁾。

4. 公益通報者保護法の問題点と具体的検討

上述のとおり、現在、消費者庁では法改正を含めた検討を進めているところであるが、以下では、筆者が考える主要な論点に対する意見・提言を若干ではあるが、管見を述べたいと思う。

はじめに述べておきたい論点は、公益通報者保護法の「対象法律制度」についてである。公益通報者保護法第2条第3項は、公益通報の対象となる事実を「通報対象事実」として、以下のとおり定義している。

(定義)

第二条

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

本条を踏まえ、公益通報の対象となる事実が規定されている法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下「対象法律」という）を「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」とし、このうち代表的な7法律を別表に掲げ、その他の対象法律については、政令に委ねることとしている。

公益通報者保護法第2条第3項が「通報対象事実」を最終的に刑罰により実効性が担保されている規定に違反する行為としていることから、刑罰規定のある法律であることを前提としている。その上で、次の①と②を共に満たす法律であることが必要である。すなわち、①目的規定、事業者への規制に関する規定、罰則規定等から判断して、当該法律が「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを直接的な目的としていると考えられること、②違反することにより「国民の生命、身体、財産その他の利益」への被害が生じることが想定される規定（最終的に刑罰により実効性が担保されているものに限る）を含んでいることが必要となる。なお、対象とすべき新法が制定されたり、対象であった法律が廃止された場合などには、対象法律の追加や削除を行わなければならない。

さらに、同法が掲げる「個人の生命又は身体の保護」などの「分野の例示」や刑法など「法律

の例示」を踏まえて、最終的に公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令百四十六号）により対象法律が確定されている。

このように対象法律に該当するかどうかについては各法律の制定や改廃等により左右され、公益通報者にとっては、通報前の準備行為時点や通報時点以降においても判断が困難である。とすれば、対象法律を撤廃してすべての法律を適用対象とする方策も考慮せざるを得ないと思われる。

以下、公益通報者保護法の主要な論点と若干の検討を記しておきたい。

まず、公益通報者保護法案時における国会審議上の主要論点を中心に検討したい⁽²²⁾。法制定時の議論の状況を把握することで新たな検討につながると思われる。

まず、通報対象事実の範囲であるが、通報対象事実を「国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令」に限定すべきか、または、全法令を対象法令とすべきではないかという点である（通報対象事実を「犯罪行為」や「法令違反」に限定しなくても良いのではないかという点も含む）。この点、国会答弁では、通報対象事実の範囲については、これまでの企業不祥事の発生状況や国民生活審議会の提言を踏まえ、国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令違反を対象としたものであり、犯罪行為や法令違反行為に当たらないものを通報対象とすると、通報対象範囲が不明確となり、それによって通報者と事業者の間での見解の相違が生じて、制度の運用にあたって混乱を生じさせることとなる旨、述べている。制度上の運用の問題点はもちろんであるが、ユーザーである公益通報者の混乱（例えば、自己の通報内容がどのような法令に違反しているか等）を招いている現状がある。この点、限定列举方式の見直しも含めて検討する必要がある。また、付随した論点としては、税法や政治資金規制法を対象としないのかという点も挙げられよう。国会答弁では、税法違反などの法令違反については、国民の生命、身体、財産等に直接被害が及ぶものではないため、本制度の対象外としたとされている。しかし、国民の財産に「直接」影響することと公益性判断は分けて考えるべきであり、政治資金規正法に違反する事実によって国民に多大な影響を及ぼすケースも考えられよう。

また、政令で定められている法令について、同法は7法律以外については政令で定めているが、法律に全て書き込むべきではないか、との点につき、対象法令については国民生活に及ぼす影響等を精査した上で定める必要があること、政令であれば、法律の制定・改廃等に対応した対象法令の見直しを機動的に行えることから、7法律以外の対象法令は政令に委任することとした旨、答弁されている。実務上、また、現実的に政令改正作業は煩雑であり、新法・改正法が続くことによって、国民にとってもどの法律が対象法律かどうか不透明なまま通報に至るケースが裁判例上も出現しており、今後もそうしたケースは想定される（その他、「法令違反のおそれ」を通報対象事実とすべきかどうか論点として挙げられよう）。

続いて、公益通報者等の範囲についても大きな論点である。まず、取締役を含めるべきではないかという点について、国会答弁では、取締役などの事業者の役員は、労働者と比べて重い忠実義務を負い、自ら法令違反を是正すべき立場にあることから対象としないとされた。しかし、兼務取締役等、労働者性が認められる役員については公益通報者に該当するものと思われ、法解釈

(22) 以下、国会答弁等の記述については、国立国会図書館ホームページ国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) に基づいている。

論で導かれるものであるが、実務上の混乱を軽減するためにも明文化は不可欠であろう。また、下請事業者等取引事業者も含めるべきではないかという点についても、下請事業者等取引事業者については、事業者間の取引関係に法的保護を加えることは取引自由の原則から慎重に検討すべきであり、さらに、国民生活審議会でも意見の一致が得られず、イギリスやアメリカの公益通報者保護法においても取引事業者は保護の対象となっていない旨を答弁されているが、この点についても労働基準法上の労働者性（9条）に係る論点であるため、労働法学の観点も踏まえながら、具体的に検討が図られる必要がある。なお、退職した労働者も保護の対象とすべきか、また、派遣労働者の保護をどのように取扱うか等についても検討に値する。

さらに、通報先と保護要件については、公益通報者保護法上の最大の論点であるといっておかろう。まず、通報先に応じて保護の要件に差異を設けるべきか否かという点については、国会では通報先に応じて保護要件に差を設けた理由は、法令違反の通報による公益の実現と、事業者の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、通報先に応じて保護要件に差を設けた旨を答弁されている。法令違反の通報による公益の実現と、事業者の正当な利益の保護とのバランスを図るためには、公益通報者の保護を優先することによってはじめて、公益性を有する通報が担保されるのであり、対象法律制度の是非を含めた論議を進める必要がある。続いて、外部要件が厳格であるため公益通報を抑制する（通報意欲が減退する）ことにはならないか、という点については、法令違反の通報による公益の実現と事業者の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から事業者外部への通報については、一定の要件を加重することとしたとしている。イギリスの法制度も同様の見解に立っており、厳しすぎることはないとしている。大韓民国やオーストラリア連邦の法制度に鑑みると、わが国の法制度は厳格であり、必ずしも緩和されるべきとはいえないが、前述の各種調査結果のとおり、通報によって不利益が生じること、内部の自浄作用が明らかに期待できない場合の手段として外部通報の存在意義は高いため、公益通報者のさらなる免責的な観点で検討する必要がある。

その他、内部通報制度の設置の義務付けの是非、内部通報制度の設置については、各企業に委ねるのではなく、企業監視の責任を負う監査役を内部通報窓口として設定することを義務付ける法制度の可能性、未だ適切な外部通報先が整備されていない点の勧奨策、法律要件が厳しい（法設計上、内部通報へ誘導されており、行政機関、外部のハードルが高い）。法律要件の緩和を検討すべきか等の論点がある。この点は、検討会での審議状況を待つ他ないと思われる。

また、行政機関の通報体制について、処分権限を有する行政機関に限定せず、どの行政機関でも受け付けるべきではないかとの論点がある。この点、「処分又は勧告等の権限を有する行政機関」を通報先としている理由としては、当該行政機関が通報内容について法的な権限に基づく調査を行い、事実の有無を確認し、当該事実がある場合にはその是正を行うことが可能であるためであり、このような調査権限や是正権限を有しない行政機関を通報先には含めないこととしたとしている。処分権限を有しない行政機関へ誤って通報された場合は、通報者に処分等の権限を有する行政機関を教示するように第11条で定めている。過去に教示先の過失等の事案が生じたとおり、通報のワンストップ化が喫緊の課題である。大韓民国のように国家権益委員会の独立行政委員会の設置は大変望ましいが、まずは、公益通報者保護法を所管する消費者庁が主体となって通報先の一元化を促進させる必要がある。

さらに、公益通報者による濫用の防止についても大きくはないが論点としては挙げられよう。すなわち、第8条の「他人の正当な利益等の尊重」の規定は必要性についてであるが、この点、公益通報に際して、例えば第三者の個人情報、犯罪行為や法令違反行為とは関連しない事業者の営業秘密等の安全にかかわる情報などが併せて通報された場合には他人の正当な利益や公共の利益が害されることとなるため、こうしたことがないようにするための規定であるとの答弁がなされている。特に本条文によって必ずしも通報促進が減退しているとは言い難いが、本条文の平仄関係でいえば、反射的に事業者の責務についても明文化する必要があると思われる。

公益通報者保護法の主要な論点は数多いが、その他の論点として、例えば、事業者や行政機関に対し、通報対象事実の国民に対する公表や行政への報告などを義務付けるべきではないかという点もあげられる。法案段階では「行政機関」は捜査機関も対象としており、このような機関も含めて行政機関に一律に義務付けを行うことは適当でないと答弁されている。

また、通報対象事実の真実性（挙証）についての条文明記の必要については、保護要件等については、保護を受けようとする労働者が立証責任を負うことが民事訴訟の原則であるが、実際の労働関係の裁判においては、労働者と事業者との立証能力の格差を踏まえて適切な立証責任の分配が行われているところであり、立証責任の転換については、民事訴訟一般の取扱いとの整合性や裁判実務などを勘案しつつ、慎重に検討すべきとしている。立証責任の転換を公益通報に限定して取り扱うかどうか、消費者法や労働法の特別法としての異議を鑑みながら、検討を進める必要がある。

さらに、是正措置等の通知（第9条）を義務化すべきか否かについても論点であろう。事業者は、捜査機関等の行政機関と異なり、強制的な調査権限を有しておらず、可能な限りの調査を行っても通報事実が把握できないような場合、また小規模な事業者の場合、内部調査を行う体制が整備されておらず、通報事実が把握できないような場合等、結果として通報者には是正措置等の通知を行うことができない場合も想定されることから、義務とすることは適当でないとしている。

さらに、公益通報者保護法を実効性のある法律とするため、刑罰規定（行政罰も含めて）を検討してはどうかという点、適切に対応（公益通報対象事実の公表等）をした企業に対しては刑の減免等も含めてインセンティブを働かせるような規定を設けるべきではないかという点、法的救済を広く拡充するか否か（現行法制度では救済的手段が限定的）という点、企業への制裁条項、救済条項を明記すべきかという点、公益通報者保護法は国内を対象に議論されているので、グローバル企業の海外での対応方法のあり方について、手続的規定の見直し（現在明文化されていない、手続きの部分について法律に規定してはどうか等の論点も挙げられる）等、種々存しているといえる。

おわりに

以上、公益通報者保護法の現状を踏まえつつ、将来の展望について仔細とはいえないが俯瞰した。消費者庁の「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」と「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」の審議も年度内に佳境を迎える。まもなく同ワーキング・グループの取りまとめがなされる予定である。法施行後10年間で生じた問題点等を踏まえ、あるべき公益通報者の保護の有り様をさらに摸索してもらいたいと考えている。

なお、ここで付言しておきたいことは、行政手続法の改正により国民の行政処分や行政指導の

申出制度が創設されたことである。行政作用法上も、公益通報者保護制度のような制度を介して、新たな行政システムを想像しているように思える。改めて公益通報者保護法のあり方を考えさせる改正であるといつてよい。

行政手続法

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

別表 公益通報一覧表2015年

件名	主要内容	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015		
東芝 不正会計	会計操作により利益を実態より高く報告 ①原価の改ざん、先送り ②在庫の評価損を適切に計上せず（*1.1）																			

内部から行政への通報

可能性のある期間
 不正の疑いのある期間
 不正が潜在した期間
 不正が明らかにされたが対応が遅れた期間

紙幅の関係上、各論点の詳察を避けたが、引き続き同法の考察を深め、あるべき公益通報者の保護を追求したい。

【参考文献】

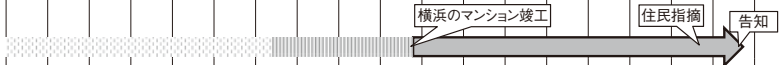
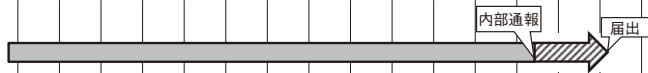
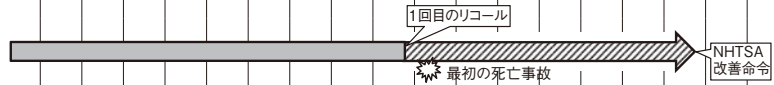
本文中に挙げたものの他、

- ・内閣府国民生活局編『詳説 公益通報者保護法』（2006年、ぎょうせい）
- ・日野勝吾「公益通報者保護に関する法制度のあり方の一考察」国民生活研究第51巻3号 93頁以下（2011年）
- ・日野勝吾「公益通報者保護法の現況と課題」法政論叢第47巻第2号53頁以下（2011年）

※本研究は、平成28年度「淑徳大学学術奨励研究助成費」の助成を受けたものであることを付記する。
 なお、同助成費を活用し、短期間ではあるがオーストラリア国立大学法学部（The Australian National University, College of Law）にて研究する機会を得た。ここに謝辞を述べたい。

	いつから	被害	発覚の時期	発覚の経緯	分類	情報FIXの時期	事業者の 具体的損失	出典	枚数
	2009年3月期 決算 (*1.2)	(株主) 株価下落 (*1.3)	2015年4月 (*1.4)	証券取引等監視委 員会への通報 (*1.4)	内部か ら行政 への通 報	第三者委員 会報告書 2015/7/20 (*1.2)	課徴金 (*1.5)	(*1.1) 日経ビジネス 2015.8.31 P38-39 「いかにし て東芝は不正会計に成功したか」 (*1.2) 株式会社東芝 第三者委員会 調査報告書 要 約版 2015.7.20 P15 「五 本調査における連 結会計年度別修正額」 (*1.3) 日本経済新聞 2015.9.9 「東芝 誤算と虚飾の 7年」 (*1.4) 日本経済新聞 電子版 2015.5.23 「東芝、不 適切会計 根深く ほぼ全事業に疑念拡大」 (*1.5) 日本経済新聞 電子版 2015.11.19 「東芝、会 計不祥事の代償重く 課徴金70億円超」	2 1 1 2 2 8

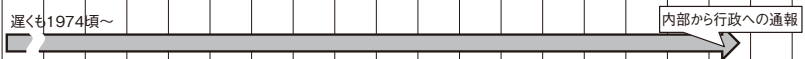
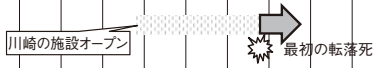
件名	主な内容	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
タカタ エアバッグ・ リコール	エアバッグの膨張ガスを発生させるインフレーターの不具合による事故に対して情報開示を怠り被害を拡大(*2.1)																	
東洋ゴム 免震ゴム性能 偽装	マンション用の免震ゴムの基準不適合を偽装(*3.1)																	
旭化成建材 杭打ち偽装	①横浜のマンションで杭が支持層に達していないもの6本、長さ不足2本(*4.1) ②他の物件での施工データ偽装が次々発覚(*4.2)																	
太平物産 肥料成分偽装	表示より有機質の原料を少なくするなど、大半の商品で肥料の成分を偽装(*5.1)																	



可能性のある期間
 不正の疑いのある期間
 不正が潜在した期間
 不正が明らかにされたが対応が遅れた期間

	いつから	被害	発覚の時期	発覚の経緯	分類	情報FIXの時期	事業者の 具体的損失	出典	枚数
	1999年4月製造以降 (*2.2)	(消費者) ①2009年5月以降、8件の死亡事故 (*2.4) ②エアバッグ機能の一時停止 (*2.5) (解体業者) ③解体時事故 (*2.6)	2008年11月1回目のリコール (*2.3)	①2008年11月より断続的なリコール、対象累計は1900台 (*2.3) (*2.8) ②NHTSA (米国道路交通安全局)より改善命令と制裁金 (*2.7)	外部で発覚	NHTSA改善命令 2015/11/3 (*2.7)	多数のリコール及び制裁金 (*2.8)	(*2.1) ホンダリコール情報 2015.10.1「フィットアリアのリコール (平成27年10月1日届出)」 (*2.2) 日本経済新聞 電子版 2014.9.5「BMWリコール18車種9万台 タカタ製エアバッグ」 (*2.3) 国土交通省自動車局 2014.12.16 P4-5「タカタ製エアバッグ問題について」 (*2.4) 日本経済新聞 電子版 2015.6.20「タカタ製エアバッグ欠陥で死亡8人にホンダ、14年の事故」 (*2.5) ホンダリコール情報 2014.12.11「助手席側エアバッグインフレーターのリコールについて (平成26年12月11日公表)」 (*2.6) 朝日新聞 DIGITAL 2014.12.4「トヨタが原因不明でもリコール、廃車時のタカタエアバッグ破裂で」 (*2.7) NHTSA News 2015.11.3「NHTSA imposes \$200 million penalty on Takata」 (*2.8) 日本経済新聞 電子版 2015.11.4「タカタに制裁金240億円 米運輸省、エアバッグ欠陥問題で」	1 1 2 1 1 2 2 1 11
	2000年11月 (*3.1)	(消費者) マンション価値の低減 (*3.2)	2015年2月 (*3.3)	①2013年夏頃、新任社員が出荷検査での根拠不明な補正を上場に報告 ②2015/2/5監査役及び社外取締役へ報告、2/9国土交通省に届出 (*3.3)	内部通報	外部調査委員会報告書 2015/6/13 (*3.1)	多数のリコール (*3.3)	(*3.1) 東洋ゴム 社外調査チーム 調査報告書 (公表版) 2015.6.19 P1「第1 1.調査に至る経緯」、P8-9「第2 1.問題行為」 (*3.2) 第189回国会 国土交通委員会 第7号 2015.5.8における今井雅人委員 (維新の党)の質問 (*3.3) 日経ビジネスオンライン 2015.7.9「記者の目 東洋ゴム免震偽装、3つの教訓」	4 1 3 8
	①当該物件は2007年12月竣工 (*4.3) ②過去10年の偽装公表、それ以外は未確認 (*4.2)	(消費者) マンション価値の低減 (*4.4)	2014年11月住民の指摘 (*4.3)	住民から手すりのずれ指摘を受け、販売会社の三井不動産が調査 (*4.3)	外部で発覚	メーカー報告 2015/10/20 (*4.3)	マンション建替費用負担 (*4.3)	(*4.1) 旭化成建材株式会社 お知らせ 2015.10.20「弊社杭工事施工物件における不具合等について」 (*4.2) 旭化成建材株式会社 お知らせ 2015.11.24「弊社による杭工事実績3,040件に関する調査報告」 (*4.3) 日本経済新聞 電子版 2015.10.23「旭化成建材、マンション傾斜で全国調査へ」 (*4.4) 石井大臣会見要旨_国土交通省 2015.10.23における記者質問	2 2 2 1 7
	10年以上前からの可能性 (社長) (*5.2) 2012年には常態化 (常務) (*5.3)	(購入農家) 有機JASマークの除去 (*5.4)	2015年10月 (*5.1)	JA全農が肥料を分析して、表示と実際の成分が異なることに気付く (*5.1)	外部で発覚	JA全農 プレスリリース 2015/11/5 (*5.1)	出荷停止による経営破綻 (*5.5)	(*5.1) JA全農 プレスリリース 2015.11.05「肥料の回収及び農産物への対応について」 (*5.2) 日本経済新聞 電子版 2015.11.10「肥料偽装、10年以上前から 製造会社社長が謝罪」 (*5.3) 秋田魁新報 さきがけ on the Web 2015.11.7「有機肥料表示偽装、不正が常態化 幹部、12年時点で認識」 (*5.4) 農林水産省 プレスリリース 2015.11.20「太平物産株式会社の生産した肥料への対応について」 (*5.5) 日本経済新聞 電子版 2015.11.27「肥料偽装表示の太平物産、民事再生法の適用申請」 日本経済新聞 電子版 2015.11.27「肥料偽装表示の太平物産、民事再生法の適用申請」	3 1 1 2 1 8

件名	主な内容	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
千葉県がんセンター	腹腔鏡下手術での問題の放置 ①死亡者の割合が高い ②保険適用外にも拘らず正しい手続きを経っていない (*6.1) (*7.1)																	
群馬大学付属病院																		
積和サポートシステム	川崎の老人介護施設で ①4人が転落死、1人が入浴中死亡 ②入居者からの窃盗19件 ③入居者への虐待 (*8.1)																	
化学血清療法研究所 血液製剤不正	血液製剤12製品の31工程で 添加剤や加熱方法を承認なく変更し製造 (*9.1)																	



可能性のある期間
 不正の疑いのある期間
 不正が潜在した期間
 不正が明らかにされたが対応が遅れた期間

いつから	被害	発覚の時期	発覚の経緯	分類	情報FIXの時期	事業者の具体的損失	出典	枚数
2008年11月 (*6.2) (*6.3)	(患者) 11名が死亡（一部に不適切な処置を認める） (*6.1)	2010年夏～11月 (*6.4) (*6.5)	センター勤務医師が千葉県や厚生労働省などに告発したが放置 (*6.4) (*6.5)	内部から行政への通報	第三者検証委員会報告書 2015/7/15 (*6.1)	診療報酬不正請求賠償 (*6.6)	(*6.1) 千葉県がんセンター 第三者検証委員会報告書 2015.7.15 P2 「2.対象事例」、P11「2」実施状況 (*6.2) 千葉県がんセンター 第三者検証委員会報告書 資料1 2015.7.15 「腹腔鏡下手術11事例経過一覧表」 (*6.3) 千葉県がんセンター 第三者検証委員会報告書 資料2 2015.7.15 P15 11事例の評価より第5事例 (*6.4) 朝日新聞 2015.6.11 「機能しない公益通報者保護法 法改正検討に告発経験者」 (*6.5) 公益通報者保護制度に関する意見聴取（ヒアリング）第4回 資料「公益通報者保護法の改正を要望する上申書」 (*6.6) 朝日新聞 DIGITAL 2015.5.2 「千葉県がんセンターが不正請求 腹腔鏡手術めぐり9例」	3 1 1 1 2 1 9
2010年12月 (*7.1)	(患者) 8名死亡（全てに過失を認める） (*7.1)	2014年6月 (*7.1)	医療安全管理部長が千葉県の事例を知り、内部情報を受け調査開始 (*7.1)	内部通報	内部報告書 2015/2/12 (*7.1) →外部にて調査やり直し中 (*7.3)	①診療報酬不正請求賠償 (*7.2) ②特定機能病院取り消し (*7.3)	(*7.1) 群馬大学医学部付属病院 事故調査報告書 2015.2.12 「1.概要」、「2.調査の経緯」、「6.結論」 (*7.2) 読売新聞 YomiDr. 2015.3.26 「腹腔鏡の波紋(中)…診療報酬『適用外』も申請」 (*7.3) 読売新聞 YomiDr. 2015.9.3 「【特集】群馬大病院の腹腔鏡手術を巡る特報…新聞協会賞」	3 2 3 8
2014年11月死亡事故発生 (2011年11月開所) (*8.1)	(入居者) 4名死亡 その他の被害 (*8.1)	2014年11月 (*8.1)	①死亡事故を受けての調査 (*8.1) ②家族から市に訴え (*8.2) ③家族がビデオ映像を提供 (*8.3)	外部で発覚	川崎市 監査結果報告書 2015/11/13 (*8.1)	介護指定停止 3か月 (*8.1)	(*8.1) 川崎市健康福祉局 報道発表資料 2015.11.13 「有料老人ホームの監査結果について」 (*8.2) 産経ニュース 2015.9.24 「【深掘り】かながわ 川崎・老人ホーム転落死 暴行、虐待、窃盗も…」 (*8.3) 毎日新聞デジタル版 2015.9.10 「川崎・老人ホーム3人転落死 施設職員の暴行撮影入所者親族、市に映像提供」	3 2 1 6
遅くも1974年頃から (*9.1)	(患者) 血液製剤に対する不安・不信の増大 (*9.2)	2015年5月 (*9.2)	厚生省への投書に基づき、事前通告なしに立ち入り調査、不正を確認 (*9.3)	内部から行政への通報	第三者委員会報告書 2015/11/25 (*9.1)	厚生省が行政処分の方針 (*9.4)	(*9.1) 一般財団法人化学及血清療法研究所 第三者委員会 調査結果報告書（要約版） 2015.11.25 (*9.2) 朝日新聞 DIGITAL 2015.12.3 「血液製剤不正、40年前から、第三者委『組織的隠蔽』」 (*9.3) 朝日新聞 DIGITAL 2015.12.3 「化血研の血液製剤不正、内部告発で発覚」 (*9.4) 朝日新聞 DIGITAL 2015.12.4 「化血研に対し行政処分方針 厚労相『厳正に対処』」	3 3 1 1 8

※大塚喜久雄氏（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）東日本支部コンプライアンス経営研究会代表）作成。

